

第2次山梨県食の安全・安心推進計画に係る主な取り組み(令和元年度)

◎:R元の新規、拡充の取り組み ○:引き続き実施の取り組み

| 基本的事項 | 施策 | 取組事項 | 令和元年度の主な取り組み | 関係課室 | |
|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 監視指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 | (1)監視の的確な実施と指導の充実 (第14条) | ①農畜水産物等の生産段階における安全性の確保 | ○ 残留農薬、放射性物質等の検査(出荷前農産物、野生きのこ、流通農産物・加工品) | 農業技術課、畜産課、 林業振興課 等 | |
| | | ②製造・加工・調理段階における安全性の確保 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ○ 給食食材の放射性物質検査 | 衛生業務課、私学・科 学振興課 等 | |
| | | ③流通・販売段階における監視指導等の実施 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 | 衛生業務課 | |
| | (2)生産者の自主的な取り組みの促進 (第16条) | ①生産工程管理に関する手法の普及 | ○ 国際水準GAPの認証取得支援 ○ やまなしGAPの普及 ○ HACCP導入支援 | 農業技術課、畜産課 | |
| | | ②環境に配慮した減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進 | ○ 農薬危害防止運動の実施、有機農業実施団体への活動支援 等 | 農業技術課 等 | |
| | (3)事業者の自主的な取り組みの促進 (第17条) | ①HACCPの考え方を取り入れた自主管理体制の促進 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づいて実施 等 | 衛生業務課 等 | |
| | | ②食品衛生に関する最新知識の普及 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づいて実施 | 衛生業務課 | |
| | (4)消費段階における安全性の確保 (第6条、25条) | ①消費者への普及啓発、学習機会の提供 | ○ 各種広報媒体やイベントを通じた情報提供 ○ 山菜教室、きのこ鑑定会等の開催 | 消費生活安全課、森 林環境総務課 等 | |
| | 2 食品に関する正確な情報の提供 | (1)情報の収集・提供の推進 (第19条、28条) | ①各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進 | ○ 各種広報媒体やイベントを通じた情報提供 | 消費生活安全課 |
| | | | ②食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付 | ○ 食品安全110番、県民生活センター等関係機関における受付 | 衛生業務課、消費生 活安全課 等 |
| (2)適正な食品表示の確保 (第20条) | | ①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ○ 関係機関と連携した食品合同調査 ◎ 完全施行に向けて食品表示法啓発パンフレット作成し周知 | 衛生業務課、消費生 活安全課 | |
| | | ②県民参加による食品表示監視の推進 | ○ 食品表示ウォッチャーからの疑義情報に基づく改善指導の徹底 | 消費生活安全課 | |
| (3)食の安全に向けた普及啓発 (第19条) | | ①食の安全・安心に関する知識の普及 | ○ きのこ鑑定会の開催 ○ 保育士、栄養士等に対する研修の実施(食育・アレルギーに関する研修会) | 森林環境総務課、子 育て政策課 等 | |
| 3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築 | | (1)生産者・事業者における情報の記録・保存の促進(第18条) | ①生産者における情報の記録・保存の促進 | ○ 農業適正使用の啓発 ○ 生産者への巡回指導 | 農業技術課、畜産課 |
| | ②事業者における情報の記録・保存の促進 | | ○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 | 衛生業務課 | |
| | ③各種トレーサビリティ制度の運用 | | ○ HPIにおける県産牛肉情報の掲載 等 | 畜産課、消費生活安 全課 | |
| | (2)相互理解の増進 (第22条) | ①生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進 | ○ 食の安全・安心を語る会、有機農業アカデミー、フェスタまきばの開催 | 消費生活安全課、農 業技術課、畜産課 | |
| | (3)食育及び地産地消の推進 (第25条) | ①食育の推進 | ○ やまなし食育フェスタ、食育推進シンポジウムの開催 ○ 食品ロス削減啓発活動の実施 | 消費生活安全課、ス ポーツ健康課 等 | |
| | | ②地産地消の普及啓発 | ◎ 農産物直売所外国人おもてなし力アップ講座の開催 ○ 県産品フェア、特用林産品フェア等の開催 | 販売・輸出支援室、林 業振興課 等 | |
| | | ③学校給食における県産食材の活用促進 | ○ 県内の先進的事例の紹介 等 | スポーツ健康課、畜産 課 等 | |
| | (4)食の安全・安心推進月間 (第23条) | ①啓発事業の実施 | ○ 食の安全・食育推進大会の開催 | 消費生活安全課 | |
| | (5)認証制度の推進 (第24条) | ①各種認証制度の運用 | ○ 山梨県農産物等認証制度等の運用 ○ 富士の国やまなしの逸品農産物認証制度の運用 | 果樹・6次産業振興課 販売・輸出支援室 | |

| 基本的事項 | 施策 | 取組事項 | 令和元年度の主な取り組み | 関係課室 |
|--------------------------------|--|-----------------------------------|---|----------------|
| | (6) 原産地に関する情報の提供の充実 (第21条) | ① 消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する十分な情報提供の促進 | ○ 広域・地域店舗における加工食品の詳細表示の実態調査と制度の啓発、指導(5種類) | 消費生活安全課 |
| 4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備 | (1) 人材の育成 (第11条) | ① 実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成 | ○ 調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会の開催 ○ 農業管理指導士、農業適正使用アドバイザー認定講習会の開催 | 健康増進課、農業技術課 等 |
| | | ② 地域の活動主体となる人材の育成 | ○ 食育推進ボランティア養成講座の開催、イベント等での普及啓発 | 消費生活安全課 |
| | (2) 調査研究の推進 (第15条) | ① 食品衛生確保のための調査研究 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づいて実施 | 衛生業務課 |
| | | ② 安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究 | ○ 試験研究機関による栽培方法等の研究 | 農業技術課、花き農水産課 等 |
| | (3) 危機管理体制の整備等 (第10条) | ① 山梨県食の安全・食育推進本部 | ○ 緊急事態発生時の迅速な対応 | 消費生活安全課 |
| | (4) 健康被害の未然・拡大防止のための各種措置(第26条～30条) | ① 出荷の制限 | ○ 該当食品が確認された場合の速やかな実施 | 消費生活安全課 |
| | | ② 自主回収報告の義務づけ | ○ 自主回収着手、終了時における迅速な情報提供(HP) | 消費生活安全課、衛生業務課 |
| | | ③ 危害情報の申出 | ○ 必要に応じて対応 | 衛生業務課 等 |
| | | ④ 立入検査、措置勧告 | ○ 必要に応じて対応 | 消費生活安全課 |
| | (5) 国、関係者との連携・協働の推進 (第9条、12条、13条、31条～33条) | ① 国、市町村等との連携等 | ○ 国と連携した食品表示合同調査 | 消費生活安全課 |
| ② 消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働 | | ○ 栄養なんでも相談事業の実施、やまなしNPO情報ネットの活用 等 | 健康増進課、県民生活・男女参画課 等 | |
| ③ 県民の意見反映 | | ○ 食の安全・安心審議会の開催 | 消費生活安全課 | |